

情報共有システムの試行に関する Q & A

情報共有システムとは何か。

- 情報通信技術を活用して、受発注者間で情報を交換・共有するシステムです。
- 情報共有システムの利用により、インターネット経由で提出することができるため、紙媒体での提出物が減少するほか、移動の手間が省け、効率化を図ることができます。

ASP とは何か。

- ASP(Application Service Provider)
- 情報共有システムのサービスを取り扱う事業者(ASP 事業者)が提供する、システムをインターネット等を通じて利用する方式です。

LGWAN-ASP とは何か。

- LGWAN(総合行政ネットワーク)という専用のネットワークを介して、発注者が ASP 事業者から提供される情報共有システムを利用するものです。
- 松山市の導入方式は、LGWAN - ASPとしています。

情報共有システムを利用したい場合、まずどうすれば良いか。

- 監督員に情報共有システム利用を希望する旨を工事打合簿で協議してください。
- 工事打合簿には、「工事着手時確認シート」を添付してください。
- 使用しようとする情報共有システム、利用する機能、取り交わしを希望する工事帳票等について監督員が確認し、問題が無ければ指示・承諾又は協議書にて回答(承諾・未承諾)します。
- 監督員の承諾を受け次第、受注者から ASP 事業者にシステム利用の申し込みをしてください。

ASP 事業者への申請は誰がするのか。

- 受注者からお願いします。

利用可能なシステムの条件を知りたい。

- 国土交通省が定める最新の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」、(1)を満たし、LGWAN-ASP を介して提供されるものになります。
(1)国土交通省 HP(http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/)
- 使用するシステムは、国土交通省 HP に公表されている「情報共有システム提供者機能要件対応状況一覧表」(2)を参考に受発注者協議により決めてください。
(2)国土交通省 HP(http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)
- 上記以外の条件は下記のとおりです。
発注者のクライアント(OS:Windows、ブラウザ:Microsoft Edge を標準とする)において使用可能であること。
システムの使用にあたり、特別な補助プログラム等が必要ないこと。
システムの円滑な運用のため、ASP 事業者が受発注者に対し、適切な導入・運用支援を行う体制を整えていること。
他の公共団体における使用実績を 1 年以上有すること。

特記仕様書が付いている工事は情報共有システムを利用しないといけないのか。

- 必ず情報共有システムを利用しなければならないわけではなく、利用を希望する場合のみで構いません。

全ての工事関係書類を情報共有システムで取り扱うのか。

- 受注者印(契約書等に使用する印)の押印を要する書類(指示・承諾又は協議書、設計変更協議書等)や請求書、工事下請通知書(変更、取下げ含む)、完成届等は情報共有システムの利用対象書類から除きます。
- 基本的には、工事着手前及び施工中の書類を対象としますが、具体的な取扱書類は、システム利用前に監督員と協議して決定してください。

工事完成後、情報共有システムでやりとりした書類の提出方法を知りたい。

- 情報共有システムで取り交わした書類は、電子媒体で提出できます。CD 等の電子媒体に保存し、完成図書と併せて納品してください。
- 納品時には「情報共有システム利用工事帳票類一覧表」もご提出ください。

情報共有システムでやりとりする工事帳票の様式はどうするのか。

- 松山市または国土交通省の様式を使用して下さい。

システム利用による費用負担はどのようなになるのか。

- 情報共有システム利用に係る ASP 事業者への利用料等の支払いは、受注者が行うことになります。
- 土木工事は、情報共有システムの利用に係る経費(登録料及び利用料)は、各工事の標準積算基準に基づき算定された共通仮設費率分(技術管理費)計上額に含まれるため、請負金額の増額は行いません。
- 営繕工事は、最終変更時に共通仮設費(積上げ)に計上し、請負代金を変更します。

[営繕工事]システム利用料はどのように算定しますか。

- 実際の取引金額を客観的に証明する根拠資料とするため、ASP 事業者が発行する見積書や請求書・領収書等に基づき計上します。

[営繕工事]システムの「利用期間」の決め方を教えてください

- 工期内においてシステムの利用が必要な期間について、あらかじめ監督員と協議のうえ決定してください。なお、ASP 事業者によってサービス提供期間や休止期間等の取扱いが異なる場合がありますので留意してください。

[営繕工事]工期延期の場合のシステム利用料の増額について。

- 受注者の責によらない工期延期については、延長期間分のシステム使用料をとりまとめ、監督員と協議のうえ変更手続きを行ってください。

[営繕工事]オプション機能を利用する場合の料金も変更の対象ですか。

- 試行要領において必須としている機能以外は対象外です。

工事成績による加点はあるか。

- 情報共有システムを活用した場合、工事成績にて加点評価の対象となります。